

豊橋市「地域生活」バス・タクシー

ネーミングライツパートナー審査基準

優先交渉権者の決定に際し、提出書類に基づき、ネーミングライツ審査委員会が、以下の基準により、審査及び総合評価を行います。

1. 応募資格等審査

申請書類を受理された者が豊橋市「地域生活」バス・タクシーネーミングライツパートナー募集要項「4. 応募資格」を満たしていること、及び提案された愛称案が募集要項 3 の(4)の「愛称に係る条件」を満たしていることを確認します。

応募資格等を満たしていないと判断された場合は、失格となります。

2. 提示条件等の総合評価

各審査委員は、本基準の「1. 応募資格等審査」の結果、応募資格等を満たしていると判断された応募者を対象として、下表の審査項目に基づき得点化します。

審査項目	評価内容	配点
金 額	得点 = 配点 - (最高提案金額 - 提案金額) ÷ (希望金額 × 1%)	50 点
地域貢献等	地域貢献等の実績、企業の提案内容、その他 PR 事項の評価や市内の事務所等の有無	30 点
愛称案	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、対象施設のイメージとの整合性	10 点
経営状況等	応募者の経営理念、財務状況から見た経営の安定性等	10 点
合 計		100 点

(1) 採点基準

- ① 提案金額のうち、年平均金額が最高額となった提案金額に満点を付与。それ以外の提案金額については、差額で評点します。

得点は、小数第 2 以下を四捨五入し、小数第 1 位まで算定とし、マイナスの場合は 0 点とします。

【例】市の希望金額が 500 万円

提案金額が、A 社 700 万円、B 社 600 万円、C 社 500 万円の場合

- ・ A 社 50 点 - (700 万円 - 500 万円) ÷ (500 万円 × 0.01) = 50 点
- ・ B 社 50 点 - (700 万円 - 600 万円) ÷ (500 万円 × 0.01) = 30 点
- ・ C 社 50 点 - (700 万円 - 500 万円) ÷ (500 万円 × 0.01) = 10 点

- ② 愛称案、地域貢献等及び経営状況等の審査項目ごとに、全審査委員が以下の 5 段階で評価を行い、得点を算出します。

評価	判断内容	得点の算出方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.5
D	やや劣る	配点×0.25
E	非常に劣る	配点×0.0

- ③ 審査項目ごとに全審査委員の得点を平均します。

※得点は、小数第 2 以下を四捨五入し、小数第 1 位まで算定

- ④ 審査項目のうち、「金額」を除く得点（50 点）の 5 割（25 点）を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は、優先交渉権者として特定しないものとします。

- ⑤ 各応募者の全ての審査項目の得点（上記③）を合算し、最高得点の応募者を優先交渉権者としてします。

※最高得点の応募者が 2 者以上いる場合、金額評価点の高い応募者を優先交渉権者とし、更に同じ得点の応募者がいる場合は、「地域貢献等」「愛称案」、「経営状況等」の順に得点の高い応募者を優先交渉権者としてします。

（2）失格条件

- ① 審査期間中に、応募資格を失した場合
- ② 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合
- ③ 提案金額が、市の希望金額に対して下回る場合